

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月26日提出
【計算期間】	第43特定期間(自 2019年6月1日至 2019年11月30日)
【ファンド名】	日本M R F（マネー・リザーブ・ファンド）
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 綿川 昌明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型 追加型	国 内	株 式 債 券	M M F
	海 外	不動産投信	M R F
	内 外	その他資産 ()	E T F
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日本
	年4回	北米
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （高格付債）	年6回 （隔月）	欧州
	年12回 （毎月）	アジア
	日々	オセアニア
不動産投信		中南米
その他資産 （ ）	その他 （ ）	アフリカ
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東）
		エマージング

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複

数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記からの「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

う。

- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一

定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

（３）ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

（４）その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（３）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- わが国の国債証券、政府保証付債券、および信用格付業者等から上位の信用格付を得ている有価証券および金融商品を主要投資対象とします。また、組入有価証券および金融商品の平均残存期間は90日以内*とします。

※加重平均満期方式による平均残存期間は60日以内とします。

- 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

- 私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組み債等への投資は行わないものとします。

分配方針

毎日決算を行い、運用実績に応じて運用収益の全額を分配します。

収益分配金は、累積投資契約に基づき、毎月1回、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額）をまとめて、毎月最終営業日に、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、原則として毎月最終営業日の前日の基準価額で再投資します。

ただし、当月最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った場合には、当月最終営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

1998年7月 3日 信託契約締結、設定、運用開始
2007年1月 4日 投資信託振替制度へ移行
2015年8月29日 追加信託金の限度額を3,000億円から1兆円に変更

（３）【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）の交付の取扱い、解約請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2019年12月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日

「日本投信委託株式会社」設立

1987年 6月27日

第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）

1990年 6月30日

第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）

2008年 4月 1日

岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、（２）[投資対象]に定める有価証券とします。（（２）[投資対象]に定める有価証券のうち、わが国の国債証券及び政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等から第三位（A格相当）以上の長期信用格付または第二位（A-2格相当）以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

投資することができる金融商品は、（２）[投資対象]に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、（２）[投資対象]に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

b 投資態度

内外の公社債及びコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

（２）【投資対象】

■ 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することは指図しません。

a 国債証券

b 地方債証券

c 特別の法律により法人の発行する債券

d 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）

- e コマーシャル・ペーパー
- f 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a から e までの証券の性質を有するもの
- g 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
- h 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- i 指定金銭信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託をいいます。以下、同じ。）の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- j 貸付債権信託受益権（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項に規定する協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規則等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託会社であるものに限ります。）の受益権に限ります。以下、同じ。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- k 外国の者に対する権利で上記 j の有価証券の性質を有するもの

■ 金融商品

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c コーポレート・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利で上記 e の権利の性質を有するもの

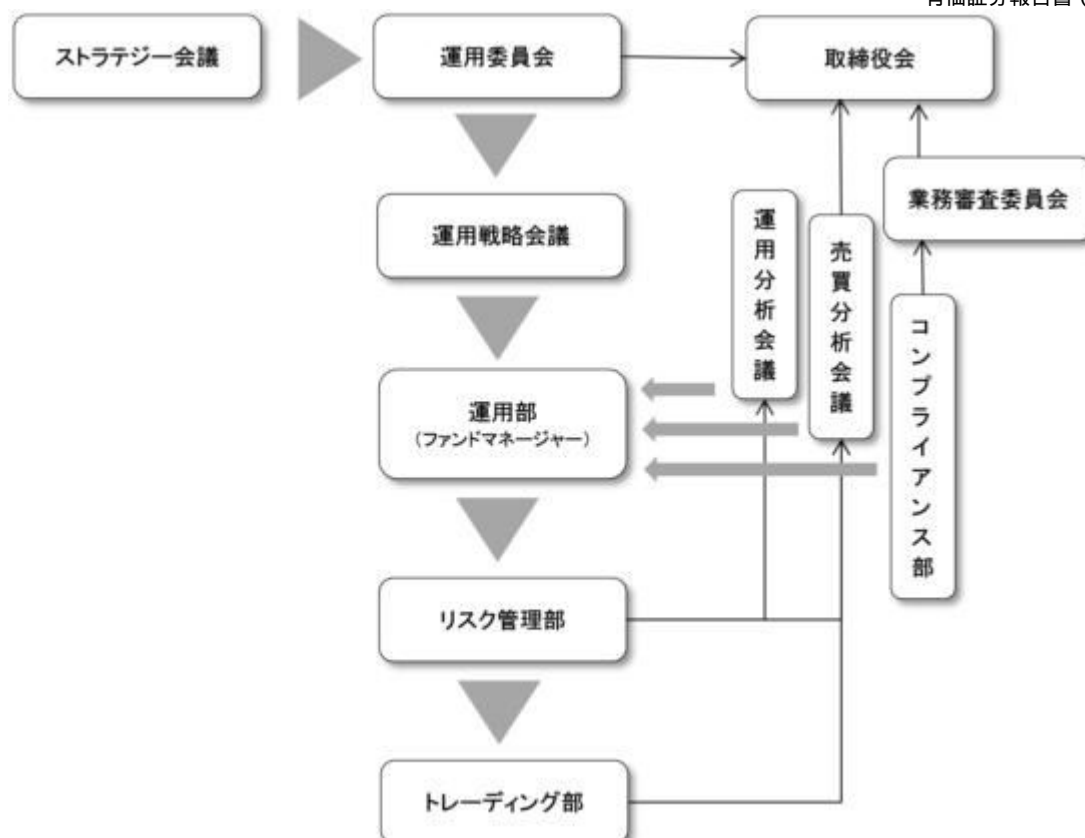
■ 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (5名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。
--------------------	---

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、2019年12月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■ 分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

■ 収益分配金の再投資

収益分配金は、累積投資契約に基づき、毎月1回、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額）をまとめて、毎月最終営業日に、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、毎月最終営業日の前日の基準価額で再投資します。

ただし、当月最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回った場合には、当月最終営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

< 約款に基づく投資制限 >

■ 運用の基本方針に規定する投資制限

- a わが国の国債証券及び政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- b 指定金銭信託及び取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
- c 信託財産に組入れられた有価証券及び金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。
- d 有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

- e 後述の「公社債の借入れ」の取引期間については、1年を超えないものとします。
 - f 有価証券を取得する際における約定日から当該取得に係る受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
 - g 適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位（A A格相当）以上の長期信用格付または最上位（A - 1格相当）の短期信用格付を受けているものもしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記h及びjにおいて同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - h 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）及び適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。
 - i 上記g及びhの組入制限には、後述の「公社債の借入れ」の規定による借入れ債券を含むものとします。
 - j 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記g及びhの規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローン及び上記g及びhの適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
 - k 上記g、h、i及びjに規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
 - l 有価証券の貸付は、後述の「有価証券の貸付の指図及び範囲」の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる前掲「(1)投資方針 ■運用方法 a投資対象」の規定を準用します。
 - m 公社債の借入れは、後述の「公社債の借入れ」にしたがって行います。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券及び適格有価証券とします。
- 有価証券の貸付の指図及び範囲
- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をbに定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - c 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - d 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 公社債の借入れ
- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総

額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約の指図

委託会社は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 資金借入れの指図は、受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間あるいは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間において、信託財産が当該信託財産にかかる解約代金の支払いに応ずるための資金手当（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を借入残高の限度額として資金の借入れ（コール市場を通ずる場合を含みます。）を行う場合に限るものとします。
- c 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、内外の公社債やコマーシャル・ペーパー等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券やコマーシャル・ペーパーの価格は下落し、金利が低下した場合には債券やコマーシャル・ペーパーの価格は上昇します。

投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

なお、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの評価を償却原価法等で行う場合には、ファンドの基準価額は金利変動の影響を受けません。ただし、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの価格が下落し、償却原価法等による評価額との間に一定割合以上の乖離が生じた場合には、投資した債券やコマーシャル・ペーパーの評価を時価に移行するため、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

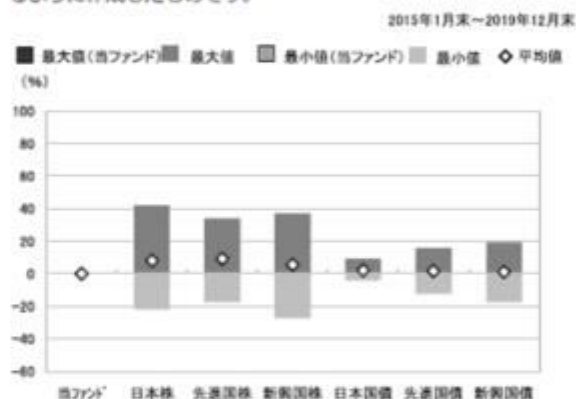
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2015年1月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
* 年間騰落率は、2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	0.0	41.9	34.1	37.2	9.3	15.9	19.3
最小値	0.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	0.0	8.2	9.2	5.6	2.1	1.7	1.1

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の利益について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

a 信託報酬の総額

信託報酬の総額は、信託元本総額に、年1.02％以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

イ．各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じた次に定める率とします。

元本1万口当たりの年換算収益分配率	信託報酬率
2.5％未満のとき	年0.22％以内
2.5％以上3.5％未満のとき	年0.32％以内
3.5％以上4.5％未満のとき	年0.42％以内
4.5％以上5.5％未満のとき	年0.52％以内
5.5％以上6.5％未満のとき	年0.62％以内
6.5％以上7.5％未満のとき	年0.72％以内
7.5％以上8.5％未満のとき	年0.82％以内
8.5％以上9.5％未満のとき	年0.92％以内
9.5％以上のとき	年1.02％以内

ロ．上記の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額の算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が0.4％未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。

b 信託報酬の配分

「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間における信託報酬の配分は、信託報酬率に応じ、以下の通り定めます。

イ．コール・レートが0.4％以上のとき

信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社
	委託した資金の運用の対価です。	各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
年0.22％以内のとき	年0.0633％以内	年0.14％以内	年0.0167％以内
年0.32％以内のとき	年0.0933％以内	年0.21％以内	年0.0167％以内
年0.42％以内のとき	年0.1233％以内	年0.28％以内	年0.0167％以内
年0.52％以内のとき	年0.1533％以内	年0.35％以内	年0.0167％以内
年0.62％以内のとき	年0.1833％以内	年0.42％以内	年0.0167％以内
年0.72％以内のとき	年0.2133％以内	年0.49％以内	年0.0167％以内
年0.82％以内のとき	年0.2433％以内	年0.56％以内	年0.0167％以内

年0.92%以内のとき	年0.2733%以内	年0.63%以内	年0.0167%以内
年1.02%以内のとき	年0.3033%以内	年0.70%以内	年0.0167%以内

ロ．コール・レートが0.4%未満のとき

信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社
	委託した資金の運用の対価です。	各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
年0.0167%以下のとき	信託報酬の33%	信託報酬の33%	信託報酬の34%
年0.0167%超のとき	信託報酬の総額 -（販売会社配分額 + 受託会社配分額）	信託報酬の70% ただし、受託会社配分額を加えた額が信託報酬の総額を超えるときは信託報酬の総額から受託会社配分額を控除した額とします。	年0.0167%

信託報酬の分配について、販売会社の信託報酬には消費税相当額を加算するものとし、当該消費税相当額を委託会社の信託報酬から差し引くものとします。

■ 信託報酬の支払い時期

毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの公社債の借入に係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、毎計算期末の信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

■ 分配金

分配金は、利子所得として以下の税率による源泉徴収が行われます。
選択により、確定申告が可能です（申告分離課税）。

■ 償還金

償還時の元本超過額は、以下の税率による申告分離課税の対象となります。

特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得及び譲渡所得等は、これらの所得間、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算並びに譲渡損失の繰越控除が可能です。

また、特定公社債等は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の対象です。

期間	税率
2013年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

■ マル優制度の取扱い

ファンドは、障害者等の少額貯蓄非課税制度（「マル優制度」といいます。）適格の投資信託です。マル優制度は、障害者等一定の条件に該当する取得申込者が利用することができます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。マル優制度の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は2019年12月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年12月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コマーシャルペーパー	日本	74,999,817,693	29.95
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	175,405,979,643	70.05
合計（純資産総額）		250,405,797,336	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	コマーシャルペーパー	東京短資	10,000,000,000	—	10,000,000,000	—	10,000,000,000	—	2020年 1月 6日	3.99
2	日本	コマーシャルペーパー	アサヒ G H D	10,000,000,000	—	10,000,000,000	—	10,000,000,000	—	2020年 1月31日	3.99
3	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	9,000,000,000	—	8,999,995,806	—	8,999,995,806	—	2020年 1月 7日	3.59
4	日本	コマーシャルペーパー	N T Tファイナ	9,000,000,000	—	8,999,957,835	—	8,999,957,835	—	2020年 1月23日	3.59
5	日本	コマーシャルペーパー	I H I	5,000,000,000	—	5,000,000,000	—	5,000,000,000	—	2020年 1月28日	2.00
6	日本	コマーシャルペーパー	I H I	5,000,000,000	—	5,000,000,000	—	5,000,000,000	—	2020年 3月12日	2.00
7	日本	コマーシャルペーパー	東京センチュリー	5,000,000,000	—	4,999,998,780	—	4,999,998,780	—	2020年 3月 4日	2.00
8	日本	コマーシャルペーパー	J A三井リース	5,000,000,000	—	4,999,933,150	—	4,999,933,150	—	2020年 1月 7日	2.00
9	日本	コマーシャルペーパー	J A三井リース	4,000,000,000	—	3,999,946,520	—	3,999,946,520	—	2020年 1月28日	1.60
10	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	3,000,000,000	—	3,000,000,000	—	3,000,000,000	—	2020年 1月10日	1.20
11	日本	コマーシャルペーパー	イオン F S	3,000,000,000	—	2,999,993,835	—	2,999,993,835	—	2020年 3月10日	1.20
12	日本	コマーシャルペーパー	イオン F S	3,000,000,000	—	2,999,992,767	—	2,999,992,767	—	2020年 2月25日	1.20
13	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	2,000,000,000	—	1,999,999,500	—	1,999,999,500	—	2020年 1月23日	0.80
14	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	2,000,000,000	—	1,999,999,500	—	1,999,999,500	—	2020年 2月21日	0.80

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
コマーシャルペーパー	29.95
合計	29.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

		純資産総額（円）		基準価額 （1口当たり）（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第24特定期間末	（2010年 5月31日）	90,897,266,870	90,897,357,767	1.0000	1.0000
第25特定期間末	（2010年11月30日）	94,334,966,981	94,335,155,650	1.0000	1.0000
第26特定期間末	（2011年 5月31日）	101,874,850,253	101,875,054,002	1.0000	1.0000
第27特定期間末	（2011年11月30日）	93,742,418,601	93,742,512,343	1.0000	1.0000
第28特定期間末	（2012年 5月31日）	99,393,217,262	99,393,416,048	1.0000	1.0000
第29特定期間末	（2012年11月30日）	108,509,419,948	108,509,636,966	1.0000	1.0000
第30特定期間末	（2013年 5月31日）	171,254,148,765	171,254,320,019	1.0000	1.0000
第31特定期間末	（2013年11月30日）	187,063,970,921	187,064,157,984	1.0000	1.0000
第32特定期間末	（2014年 5月31日）	162,677,718,260	162,677,848,402	1.0000	1.0000
第33特定期間末	（2014年11月30日）	200,558,048,926	200,558,109,093	1.0000	1.0000
第34特定期間末	（2015年 5月31日）	216,462,299,819	216,462,386,403	1.0000	1.0000
第35特定期間末	（2015年11月30日）	201,367,159,505	201,367,219,915	1.0000	1.0000
第36特定期間末	（2016年 5月31日）	180,466,495,926	180,466,495,926	1.0000	1.0000
第37特定期間末	（2016年11月30日）	212,310,780,901	212,310,780,901	1.0000	1.0000
第38特定期間末	（2017年 5月31日）	231,075,475,035	231,075,475,035	1.0000	1.0000
第39特定期間末	（2017年11月30日）	261,344,009,428	261,344,009,428	1.0000	1.0000
第40特定期間末	（2018年 5月31日）	235,974,030,721	235,974,030,721	1.0000	1.0000
第41特定期間末	（2018年11月30日）	221,762,700,898	221,762,700,898	1.0000	1.0000
第42特定期間末	（2019年 5月31日）	223,310,245,417	223,310,245,417	1.0000	1.0000
第43特定期間末	（2019年11月30日）	240,068,005,639	240,068,005,639	1.0000	1.0000
	2018年12月末日	217,109,585,414	—	1.0000	—
	2019年 1月末日	214,648,295,501	—	1.0000	—
	2月末日	222,307,041,619	—	1.0000	—
	3月末日	219,699,430,359	—	1.0000	—
	4月末日	225,262,990,027	—	1.0000	—
	5月末日	223,310,245,417	—	1.0000	—
	6月末日	219,685,429,567	—	1.0000	—
	7月末日	221,384,964,514	—	1.0000	—
	8月末日	214,766,933,280	—	1.0000	—
	9月末日	222,071,033,315	—	1.0000	—
	10月末日	227,352,360,146	—	1.0000	—
	11月末日	240,068,005,639	—	1.0000	—
	12月末日	250,405,797,336	—	1.0000	—

【分配の推移】

	期間	分配金 (1口当たり)
第24特定期間	2009年12月 1日～2010年 5月31日	0.0003640円
第25特定期間	2010年 6月 1日～2010年11月30日	0.0003180円
第26特定期間	2010年12月 1日～2011年 5月31日	0.0003250円
第27特定期間	2011年 6月 1日～2011年11月30日	0.0002710円
第28特定期間	2011年12月 1日～2012年 5月31日	0.0002680円
第29特定期間	2012年 6月 1日～2012年11月30日	0.0002700円
第30特定期間	2012年12月 1日～2013年 5月31日	0.0002358円
第31特定期間	2013年 6月 1日～2013年11月30日	0.0002660円
第32特定期間	2013年12月 1日～2014年 5月31日	0.0001602円
第33特定期間	2014年 6月 1日～2014年11月30日	0.0000870円
第34特定期間	2014年12月 1日～2015年 5月31日	0.0000701円
第35特定期間	2015年 6月 1日～2015年11月30日	0.0000665円
第36特定期間	2015年12月 1日～2016年 5月31日	0.0000459円
第37特定期間	2016年 6月 1日～2016年11月30日	0.0000031円
第38特定期間	2016年12月 1日～2017年 5月31日	0.0000011円
第39特定期間	2017年 6月 1日～2017年11月30日	0.0000006円
第40特定期間	2017年12月 1日～2018年 5月31日	0.0000006円
第41特定期間	2018年 6月 1日～2018年11月30日	0.0000009円
第42特定期間	2018年12月 1日～2019年 5月31日	0.0000018円
第43特定期間	2019年 6月 1日～2019年11月30日	0.0000027円

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第24特定期間	2009年12月 1日～2010年 5月31日	0.0
第25特定期間	2010年 6月 1日～2010年11月30日	0.0
第26特定期間	2010年12月 1日～2011年 5月31日	0.0
第27特定期間	2011年 6月 1日～2011年11月30日	0.0
第28特定期間	2011年12月 1日～2012年 5月31日	0.0
第29特定期間	2012年 6月 1日～2012年11月30日	0.0
第30特定期間	2012年12月 1日～2013年 5月31日	0.0
第31特定期間	2013年 6月 1日～2013年11月30日	0.0
第32特定期間	2013年12月 1日～2014年 5月31日	0.0
第33特定期間	2014年 6月 1日～2014年11月30日	0.0
第34特定期間	2014年12月 1日～2015年 5月31日	0.0
第35特定期間	2015年 6月 1日～2015年11月30日	0.0
第36特定期間	2015年12月 1日～2016年 5月31日	0.0
第37特定期間	2016年 6月 1日～2016年11月30日	0.0
第38特定期間	2016年12月 1日～2017年 5月31日	0.0

第39特定期間	2017年 6月 1日～2017年11月30日	0.0
第40特定期間	2017年12月 1日～2018年 5月31日	0.0
第41特定期間	2018年 6月 1日～2018年11月30日	0.0
第42特定期間	2018年12月 1日～2019年 5月31日	0.0
第43特定期間	2019年 6月 1日～2019年11月30日	0.0

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第24特定期間	400,154,364,427	399,172,155,270
第25特定期間	333,758,264,189	330,320,552,379
第26特定期間	443,195,158,060	435,655,234,072
第27特定期間	339,310,269,292	347,442,739,463
第28特定期間	397,590,057,852	391,939,244,432
第29特定期間	367,085,216,683	357,968,975,160
第30特定期間	840,296,196,298	777,551,567,943
第31特定期間	643,051,407,837	627,241,588,797
第32特定期間	607,878,976,509	632,265,116,288
第33特定期間	665,464,526,263	627,584,193,826
第34特定期間	722,074,109,475	706,169,860,329
第35特定期間	609,666,682,999	624,761,831,977
第36特定期間	475,625,147,498	496,525,800,518
第37特定期間	444,120,723,135	412,276,447,542
第38特定期間	523,018,725,539	504,254,032,861
第39特定期間	587,292,059,491	557,023,526,740
第40特定期間	539,986,403,122	565,356,384,808
第41特定期間	434,643,191,789	448,854,518,674
第42特定期間	417,374,002,941	415,826,455,308
第43特定期間	429,534,133,072	412,776,366,554

参考情報

運用実績

2019年12月30日現在

●7日間平均年換算利回り・純資産の推移

2009年12月30日～2019年12月30日



※上記は直近10年の7日間平均年換算利回り(税引前)です。

●主な資産の状況

資産配分

資産の種類	純資産比率
国債証券	-
コマーシャルペーパー	29.95%
その他資産	70.05%
合計	100.00%

※小数第3位を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄名	種類	純資産比率
東京短資	コマーシャルペーパー	3.99%
アサヒGHD	コマーシャルペーパー	3.99%
みずほ証券	コマーシャルペーパー	3.59%
NTTファイナンス	コマーシャルペーパー	3.59%
IHI	コマーシャルペーパー	2.00%
IHI	コマーシャルペーパー	2.00%
東京センチュリー	コマーシャルペーパー	2.00%
JA三井リース	コマーシャルペーパー	2.00%
JA三井リース	コマーシャルペーパー	1.60%
三井住友F&I	コマーシャルペーパー	1.20%

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日および取得申込受付時間

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

取得申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 取得申込手続

- ・原則として個人投資者の取得申込みに限定します。
- ・取得申込者は、販売会社に証券総合口座を開設して下さい。
- ・取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・販売会社との間でファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- ・申込単位は、1円以上1円単位です。
- ・1口当たりの発行価格は、取得日の前日の基準価額（1口当たり1円）とします。取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって異なります。

取得申込日の午後3時30分以前で、各販売会社が定める時刻までに取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込日が取得日となります。ただし、取得申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、取得申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

取得申込日において、各販売会社が定める時刻を過ぎて取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、取得申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、取得申込日の翌営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

なお、「販売会社が取得申込金の受領を確認した場合」とは、販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づく所定の事務手続きが完了した場合をいいます。

「各販売会社が定める時刻」につきましては、各販売会社にお問い合わせ下さい。

また、「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・申込手数料はありません。
- ・申込金額は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た額です。
- ・取得申込者は、あらかじめ申込金額を販売会社に支払うものとし、詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込の取扱いを行います。詳細につきましては、

販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 解約申込受付日および解約申込受付時間

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、解約の請求をすることができます。

解約申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。解約価額につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、原則として、解約請求受付日の翌営業日から、販売会社を通じてお支払いします。なお、解約請求当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく諸手続きの上、販売会社の窓口で、キャッシング（即日引出）を利用することができます。ただし、販売会社によっては、キャッシングの取扱いを行わない場合があります。詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 解約請求の受付の中止

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保できないと判断した場合も含まれます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って、原則として償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 公社債等の評価

公社債の評価は、原則として、償却原価法で評価します。

また、コマーシャル・ペーパー及び外国または外国の者の発行する証券でコマーシャル・ペーパーの性質を有するものについては、原則として、取得価額で評価し、割引料は受取利息として日々計上するものとします。

償却原価法とは...

買付にかかる受渡日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額（割引債の償還価額は税込（額面＋源泉税）とする。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額によって評価しております。

なお、買付約定日から受渡日の前日までの間は、取得価額で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法

基準価額は毎日計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、1998年7月3日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、信託期間中の各1日とします。

（５）【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記 c ～ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の〔信託約款の変更〕d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項第3号の規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号に該当することから、運用報告書の作成・交付は行いません。

ファンドの運用状況等は、委託会社が作成した「月次運用レポート」をご覧ください。月次運用レポートは、販売会社にご請求いただければお渡しします。また、委託会社のホームページにも掲載します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間に係る収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が当月の最終営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、累積投資契約に基づき、当月の最終営業日の前日の基準価額をもって、各受益者ごとに収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額により売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

解約に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約請求受付日の翌営業日から販売会社を通じて受益者に支払います。また、償還に係る受益権に帰属する収益分配金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。この場合、受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43特定期間(2019年 6月 1日から2019年11月30日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

日本M R F（マネー・リザーブ・ファンド）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第42特定期間末 (2019年 5月31日現在)	第43特定期間末 (2019年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	161,310,000,000	151,068,000,000
金銭信託	289,186	149,261
コマーシャル・ペーパー	54,999,899,097	75,999,814,353
現先取引勘定	12,999,999,620	12,999,999,040
未収利息	57,514	42,985
流動資産合計	229,310,245,417	240,068,005,639
資産合計	229,310,245,417	240,068,005,639
負債の部		
流動負債		
未払金	6,000,000,000	-
流動負債合計	6,000,000,000	-
負債合計	6,000,000,000	-
純資産の部		
元本等		
元本	*1 223,310,230,680	*1 240,067,997,198
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,737	8,441
元本等合計	223,310,245,417	240,068,005,639
純資産合計	*2 223,310,245,417	*2 240,068,005,639
負債純資産合計	229,310,245,417	240,068,005,639

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第42特定期間 自 2018年12月 1日 至 2019年 5月31日	第43特定期間 自 2019年 6月 1日 至 2019年11月30日
営業収益		
受取利息	396,109	598,885
営業収益合計	396,109	598,885
営業費用		
営業費用合計	-	-
営業利益又は営業損失（ ）	396,109	598,885
経常利益又は経常損失（ ）	396,109	598,885
当期純利益又は当期純損失（ ）	396,109	598,885
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,851	14,737
分配金	*1 399,223	*1 605,181
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,737	8,441

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第43特定期間
		自 2019年 6月 1日 至 2019年11月30日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		コマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、2019年 6月 1日から2019年11月30日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第42特定期間末 (2019年 5月31日現在)		第43特定期間末 (2019年11月30日現在)	
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	223,310,230,680口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	240,067,997,198口
*2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0000円	1口当たりの純資産額	1.0000円
(10,000口当たりの純資産額	10,000円)	(10,000口当たりの純資産額	10,000円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第42特定期間 自 2018年12月 1日 至 2019年 5月31日		第43特定期間 自 2019年 6月 1日 至 2019年11月30日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
特定期間における、純資産の元本超過額413,960円を分配対象額として399,223円を分配金額としております。		特定期間における、純資産の元本超過額613,622円を分配対象額として605,181円を分配金額としております。	

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第42特定期間 自 2018年12月 1日 至 2019年 5月31日	第43特定期間 自 2019年 6月 1日 至 2019年11月30日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第42特定期間末 （ 2019年 5月31日現在 ）	第43特定期間末 （ 2019年11月30日現在 ）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

期 別 項 目	第42特定期間末 (2019年 5月31日現在)	第43特定期間末 (2019年11月30日現在)
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第42特定期間 自 2018年12月 1日 至 2019年 5月31日	第43特定期間 自 2019年 6月 1日 至 2019年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第43特定期間 自 2019年 6月 1日 至 2019年11月30日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第42特定期間末 (2019年 5月31日現在)	第43特定期間末 (2019年11月30日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 221,762,683,047円	期首元本額 223,310,230,680円
期中追加設定元本額 417,374,002,941円	期中追加設定元本額 429,534,133,072円
期中一部解約元本額 415,826,455,308円	期中一部解約元本額 412,776,366,554円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第42特定期間末（2019年 5月31日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
コマーシャル・ペーパー	-
合計	-

第43特定期間末（2019年11月30日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
コマーシャル・ペーパー	-
合計	-

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
コマーシャル・ペーパー	日本円	N T Tファイナ	9,000,000,000	8,999,957,835	
		J A三井リース	5,000,000,000	4,999,933,150	
		J A三井リース	4,000,000,000	3,999,946,520	
		出光興産	7,000,000,000	7,000,000,000	
		ジェイエフイー	5,000,000,000	5,000,000,000	
		I H I	8,000,000,000	8,000,000,000	
		みずほ証券	9,000,000,000	8,999,995,923	
		伊藤忠商事	8,000,000,000	8,000,000,000	
		東京センチュリー	5,000,000,000	4,999,999,190	
		イオンF S	6,000,000,000	5,999,989,968	
		イオンF S	3,000,000,000	2,999,992,767	
		三井住友F & L	3,000,000,000	3,000,000,000	
		三井住友F & L	2,000,000,000	1,999,999,500	
		三井住友F & L	2,000,000,000	1,999,999,500	
	計	銘柄数：14	76,000,000,000	75,999,814,353	

		組入時価比率：31.7%		100.0%	
合計				75,999,814,353	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2019年12月30日現在）

資産総額	260,405,822,376円
負債総額	10,000,025,040円
純資産総額（ - ）	250,405,797,336円
発行済数量	250,405,795,313口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0000円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2019年12月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	554,701株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2019年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	161	11,055
追加型公社債投資信託	3	2,524
単位型株式投資信託	65	1,257
単位型公社債投資信託	8	110
合計	237	14,947

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,934,990	15,708,895
有価証券	—	90,390
未収委託者報酬	993,411	1,080,542
未収運用受託報酬	88,940	14,356
未収投資助言報酬	11,660	11,660
前払費用	65,995	66,647
未収入金	—	5,399
未収収益	40,570	19,886
その他の流動資産	3,980	4,904

流動資産合計		16,139,548		17,002,683
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	240,672	1	228,682
器具備品	1	47,370	1	37,985
有形固定資産合計		288,043		266,667
無形固定資産				
ソフトウェア		7,477		6,782
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		9,600		8,904
投資その他の資産				
投資有価証券		1,844,495		1,647,347
親会社株式		857,359		348,548
長期差入保証金		231,934		232,079
前払年金費用		45,243		31,734
繰延税金資産		—		59,229
その他		26,705		25,580
貸倒引当金		14,510		14,510
投資その他の資産合計		2,991,227		2,330,010
固定資産合計		3,288,871		2,605,582
資産合計		19,428,420		19,608,265

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	16,162	15,536
前受投資助言報酬	631	631
未払金	582,657	625,305
未払収益分配金	9	5
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	469,243	512,821
その他未払金	108,404	107,476
未払費用	191,964	202,822
未払法人税等	266,953	105,393
未払消費税等	69,533	—
賞与引当金	12,423	11,400
流動負債合計	1,140,326	961,089
固定負債		
退職給付引当金	293,554	310,078
役員退職慰労引当金	43,030	17,880
繰延税金負債	52,458	—
資産除去債務	88,744	89,658
長期未払金	106,702	67,901
固定負債合計	584,490	485,518
負債合計	1,724,816	1,446,608
純資産の部		
株主資本		

資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	9,766,079	10,500,468
利益剰余金合計	15,664,571	16,398,960
株主資本合計	17,231,071	17,965,460
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	472,532	196,196
評価・換算差額等合計	472,532	196,196
純資産合計	17,703,603	18,161,657
負債・純資産合計	19,428,420	19,608,265

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	12,228,981	10,964,360
運用受託報酬	122,677	40,492
投資助言報酬	28,168	28,800
営業収益合計	12,379,827	11,033,653
営業費用		
支払手数料	6,153,368	5,343,010
広告宣伝費	202,382	183,752
公告費	175	—
受益権管理費	17,980	17,749
調査費	1,604,822	1,601,396
調査費	369,732	305,474
委託調査費	1,235,089	1,295,921
委託計算費	283,795	272,941
営業雑経費	336,121	340,974
通信費	55,390	57,308
印刷費	217,222	216,118
諸経費	51,998	56,348
協会費	8,471	8,137
諸会費	3,038	3,061
営業費用合計	8,598,645	7,759,824
一般管理費		
給料	1,558,069	1,490,747
役員報酬	154,200	120,600
給料・手当	1,403,769	1,364,335
賞与	100	5,811

交際費	19,557	21,170
寄付金	18,911	16,786
旅費交通費	45,188	39,050
租税公課	56,132	51,822
不動産賃借料	217,300	219,956
賞与引当金繰入	12,423	11,400
退職給付費用	75,720	78,631
役員退職慰労引当金繰入	7,060	6,500
固定資産減価償却費	34,131	31,740
諸経費	339,022	336,645
一般管理費合計	2,383,517	2,304,450
営業利益	1,397,665	969,377

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	54,254	1	36,327
受取利息		1,186		1,329
約款時効収入		3,127		3
雑益		5,395		2,989
営業外収益合計		63,964		40,650
営業外費用				
固定資産除却損	2	85	2	253
為替差損		139		257
雑損		60		94
営業外費用合計		286		605
経常利益		1,461,343		1,009,422
特別利益				
有価証券償還益		32,986		—
投資有価証券売却益		11,937		646
投資有価証券償還益		618		71
親会社株式売却益		7,388		130,424
特別利益合計		52,931		131,141
特別損失				
有価証券償還損		10,994		—
投資有価証券売却損		48,590		13,131
投資有価証券償還損		3,041		1,560
ゴルフ会員権評価損		—		1,125
特別損失合計		62,626		15,816
税引前当期純利益		1,451,648		1,124,747
法人税、住民税及び事業税		500,764		338,839
法人税等調整額		50,983		10,269
法人税等合計		449,781		349,108
当期純利益		1,001,866		775,639

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金 別途積立 金	繰越利益 剰余金				利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,001,866	1,001,866	1,001,866			1,001,866
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）									1,570	1,570	1,570
当期変動額合計	-	-	-	-	-	960,616	960,616	960,616	1,570	1,570	962,187
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						775,639	775,639	775,639			775,639
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									276,335	276,335	276,335
当期変動額合計	-	-	-	-	-	734,389	734,389	734,389	276,335	276,335	458,053
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」23,838千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」76,296千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」52,458千円として表示しており、変更前と比べて総資産が23,838千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	13,625千円	25,616千円
器具備品	85,304 "	97,870 "
計	98,930 "	123,486 "

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取配当金	40,591千円	19,610千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
器具備品	85千円	253千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2017年3月31日	2017年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2018年3月31日	2018年6月22日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	622,429	396,091
合計	848,767	622,429

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,934,990	14,934,990	—
(2) 未収委託者報酬	993,411	993,411	—
(3) 投資有価証券	1,290,634	1,290,634	—
(4) 親会社株式	857,359	857,359	—
(5) 長期差入保証金	231,934	230,827	1,106
(6) 未払金（未払手数料）	469,243	469,243	—
(7) 未払法人税等	266,953	266,953	—

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	—
(2) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	—
(3) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	—
(4) 親会社株式	348,548	348,548	—
(5) 長期差入保証金	232,079	232,995	1,083
(6) 未払金（未払手数料）	512,821	512,821	—
(7) 未払法人税等	105,393	105,393	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券、（4）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（5）長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,934,990	—	—	—
未収委託者報酬	993,411	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	888,608	27,474	—
長期差入保証金	—	5,596	—	226,338
合計	15,928,401	894,204	27,474	226,338

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895	—	—	—
未収委託者報酬	1,080,542	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	90,390	612,770	141,852	—
長期差入保証金	—	5,741	—	226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,203,455	481,381	722,073
	(2) 債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	164,939	140,000	24,939

小計		1,368,395	621,381	747,013
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	11,830	12,350	520
	(2) 債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	767,769	833,183	65,414
小計		779,599	845,533	65,934
合計		2,147,994	1,466,915	681,078

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	647,368	328,806	318,562
	(2) 債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	158,705	136,300	22,405
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	10,465	12,350	1,885
	(2) 債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	715,886	772,183	56,297
小計		726,351	784,533	58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	14,102	7,388	—

(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	794,347	11,937	48,590
合計	808,449	19,326	48,590

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	283,000	130,424	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	554,146	595,688
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416

数理計算上の差異の発生額	11,388	13,891
退職給付の支払額	3,777	25,631
退職給付債務の期末残高	595,688	611,083

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	310,452	343,897
期待運用収益	1,552	1,719
数理計算上の差異の発生額	14,965	4,398
事業主からの拠出額	18,743	17,595
退職給付の支払額	1,816	8,692
年金資産の期末残高	343,897	350,120

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	289,888	296,922
年金資産	343,897	350,120
	54,008	53,197
非積立型制度の退職給付債務	305,799	314,160
未積立退職給付債務	251,790	260,962
未認識数理計算上の差異	3,480	17,380
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343
退職給付引当金	293,554	310,078
前払年金費用	45,243	31,734
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416
期待運用収益	1,552	1,719
数理計算上の差異の費用処理額	6,005	11,368
確定給付制度に係る退職給付費用	61,160	64,566

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	37.1%	37.8%
一般勘定	31.1%	31.1%
債券	19.0%	18.2%
その他	12.8%	12.9%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.07%	0.00%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,560千円、当事業年度13,786千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	89,886	94,946
役員退職慰労引当金	13,175	5,474
賞与引当金	3,803	3,490
ゴルフ会員権評価損	1,838	2,182
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	20,189	17,815
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,173	27,453
未払事業税	15,447	8,927
未払不動産賃借料	44,553	32,672
その他	5,461	4,884
繰延税金資産の合計	228,789	205,108
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	228,735	104,404
未収配当金	12,367	6,003
資産除去債務に対応する除去費用	26,291	25,753
前払年金費用	13,853	9,717

繰延税金負債の合計	281,248	145,878
繰延税金資産(負債)の純額	52,458	59,229

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2018年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
期首残高	87,840	88,744
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	904	914
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	88,744	89,658

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略

しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,775,979 (注1)	未払 手 数 料	196,664 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払 手 数 料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1株当たり純資産額	21,458円91銭	22,014円13銭
1株当たり当期純利益金額	1,214円38銭	940円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
--	--	--

当期純利益金額	1,001,866千円	775,639千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,001,866千円	775,639千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	825,000株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	17,703,603千円	18,161,657千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	17,703,603千円	18,161,657千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	825,000株

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2019年6月20日開催の第55回定時株主総会において、株主還元と資本効率の向上を目的として、会社法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項を決議いたしました。

(1) 取得株式の種類

普通株式

(2) 取得株式の総数

300,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

5,000,000千円（上限）

(4) 取得期間

第55回定時株主総会終結の時から1年以内

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		11,577,854
有価証券		91,135
未収委託者報酬		1,013,435
未収運用受託報酬		10,153
未収投資助言報酬		26,605
その他の流動資産		71,423
流動資産合計		12,790,607
固定資産		
有形固定資産	1	274,774
無形固定資産		7,476
投資その他の資産		2,203,992
投資有価証券		1,863,074
その他		355,427
貸倒引当金		14,510
固定資産合計		2,486,242
資産合計		15,276,850

（単位：千円）

		当中間会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		22,336
前受運用受託報酬		6,173
前受投資助言報酬		29
未払金		585,939
未払収益分配金		5
未払償還金		5,001
未払手数料		478,485
その他未払金		102,446
賞与引当金		5,045
未払法人税等		174,478
その他流動負債	2	231,496
流動負債合計		1,025,498
固定負債		
退職給付引当金		326,116
役員退職慰労引当金		20,350
長期未払金		48,501
資産除去債務		90,120
固定負債合計		485,088
負債合計		1,510,586
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		566,500
資本剰余金合計		566,500
利益剰余金		
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		6,104,715
利益剰余金合計		12,003,207
株主資本合計		13,569,707
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		196,556
評価・換算差額等合計		196,556
純資産合計		13,766,263
負債・純資産合計		15,276,850

（２）[中間損益計算書]

（単位：千円）

当中間会計期間
（自 2019年4月1日
至 2019年9月30日）

営業収益		
委託者報酬		5,323,820
運用受託報酬		17,862
投資助言報酬		14,439
営業収益合計		5,356,123
営業費用		3,783,838
一般管理費		1,073,515
営業利益		498,769
営業外収益	1	15,101
営業外費用		61
経常利益		513,809
特別利益		490
特別損失	2	29,095
税引前中間純利益		485,204
法人税、住民税及び事業税		159,909
法人税等調整額		11,710
法人税等合計		148,199
中間純利益		337,005

（３）[中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金					利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	-	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657
当中間期 変動額												
剰余金の 配当						37,125	37,125		37,125			37,125
中間純 利益						337,005	337,005		337,005			337,005
自己株式の 取得								4,695,634	4,695,634			4,695,634
自己株式の 消却						4,695,634	4,695,634	4,695,634				-
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										359	359	359
当中間期 変動額合計	-	-	-	-	-	4,395,753	4,395,753	-	4,395,753	359	359	4,395,394
当中間期 末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,104,715	12,003,207	-	13,569,707	196,556	196,556	13,766,263

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2019年9月30日)
建物	31,603千円
器具備品	104,008 "
計	135,611 "

2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
受取配当金	13,250千円
受取利息	666 "

2特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有価証券評価損	22,595千円
投資有価証券売却損	5,890 "

3減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有形固定資産	12,423千円
無形固定資産	1,428 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	825,000	—	270,299	554,701

変動事由の概要

自己株式の消却による減少 270,299株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	—	270,299	270,299	—

変動事由の概要

自己株式の取得による増加 270,299株

自己株式の消却による減少 270,299株

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	45	2019年3月31日	2019年6月21日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (2019年9月30日)		
1年以内	226,338	千円
1年超	282,922	"
合計	509,260	"

(金融商品関係)

当中間会計期間(2019年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,577,854	11,577,854	—
(2)有価証券	91,135	91,135	—
(3)未収委託者報酬	1,013,435	1,013,435	—
(4)投資有価証券	1,309,213	1,309,213	—
(5)未払金(未払手数料)	478,485	478,485	—
(6)未払法人税等	174,478	174,478	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(5) 未払金(未払手数料)、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当中間会計期間 (2019年9月30日)
非上場株式	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間（2019年9月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	（１）株式	625,407	328,806	296,601
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	182,531	155,000	27,531
小計		807,939	483,806	324,132
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	（１）株式	10,075	12,350	2,275
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	582,334	620,888	38,554
小計		592,409	633,238	40,829
合計		1,400,348	1,117,044	283,303

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（2019年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30 日)	
期首残高	89,658	千円
時の経過による調整額	461	"
当中間会計期間末残高	90,120	"

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2019年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	24,817円44銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	13,766,263
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	13,766,263
普通株式の発行済株式数(株)	554,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	554,701

	当中間会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	412円92銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	337,005
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	337,005
普通株式の期中平均株式数(株)	816,138

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）「受託会社」

株式会社りそな銀行

資本金の額

2019年3月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）「販売会社」（資本金の額は、2019年3月末日現在）

名 称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500	
岡三にいがた証券株式会社	852	
香川証券株式会社	555	
静岡東海証券株式会社	600	
北洋証券株式会社	3,000	
大熊本証券株式会社	343	

北洋証券株式会社の資本金の額は、2019年4月1日現在

2【関係業務の概要】

（1）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（2）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。（2019年3月末日現在）

岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。（2019年9月末日現在）

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 6月10日	臨時報告書
2019年 8月28日	有価証券届出書
2019年 8月28日	有価証券報告書
2019年 9月 9日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年6月20日開催の定時株主総会において自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の2019年6月1日から2019年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の2019年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月 2 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。